

# 山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 6 年 4 月 山梨県農政部

## 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (令和 4 年度)	概ね 10 年後 (令和 14 年度)
耕地面積 (①)	23,200 ha	21,400 ha
うち担い手が利用する面積 (②)	10,994 ha	14,160 ha
②/①	47%	66%

## 2 1 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が、生産性の向上や規模拡大及び新技術等を導入した効率的な農業を行うためには、面的にまとまりをもった農地の利用確保が重要であるため、市町村や農業委員会等と連携した農地の集約化を推進する。
- (2) 荒廃農地の解消に向け、農業委員会が行う荒廃農地所有者への意向確認等を支援するとともに、認定農業者等の担い手のほか新規就農者や参入企業などによる荒廃農地を含めた農地の活用を促進するため、市町村や農地中間管理機構（以下「機構」という。）が行う荒廃農地の再生整備や農業用水利施設等の生産基盤の整備・改修を支援する。

## 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 機構を担い手への農地集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、市町村、農業会議、農業委員会、JA、土地改良事業団体連合会等関係機関との連携を密にして、機構の機能を最大限に発揮させるものとする。
- (2) 各市町村の「地域計画」の策定・実現に向け、農地中間管理事業を活用し、効率的かつ効果的に農地の集積を促進する。

## 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、市町村等に、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 業務の委託は、市町村のほか、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合には、市町村公社、JA、土地改良区、民間企業等に委託することができるものとする。

## **5 農地中間管理事業に関する啓発普及**

県及び機構は、各種広報媒体の活用や県・市町村等が実施する研修会等を利用して、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化の機運を醸成する。

また、「地域計画」の策定における協議の場や県外の若者や企業など多様な担い手への転入、参入の働きかけの際に、機構の活用方法等についての周知徹底を図る。

## **6 関係機関・団体との連携及び協力**

県及び機構は、市町村、農業会議、農業委員会、JA、土地改良事業団体連合会等関係機関と密接な連携・協力の下、農地中間管理事業の推進を図る。

## **7 その他農地中間管理事業の推進に関する事項**

4のほか、農地中間管理事業の実施方法は、機構が作成する農地中間管理事業規程に定めるものとする。